

平成28年6月28日

舞鶴市議会議長

桐野正明様

提出者	舞鶴市議会議員	小杉悦子
賛成者	同	石束悦子
	同	伊田悦子
	同	後野和史

国の制度としての子どもの医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティーをやめることを求める意見書案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条第1項及び舞鶴市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

意第1号

国の制度としての子どもの医療費無料化と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティーをやめることを求める意見書(案)

我が国は、少子化による重大な岐路に立たされているところであり、若い世代が安心して結婚・子育てができる環境の整備に向けて、子育て負担の大幅軽減など、少子化対策の抜本的強化を図らなければならない状況にある。子どもの病気の早期発見・早期治療を支えるための、医療費の心配をなくすことは大きな子育て支援となっている。

子どもの医療費助成は、疾病の早期診断と早期治療を促進し、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的として、全ての都道府県において乳幼児医療費無料化を含む様々な助成制度を実施しているが、厳しい財政状況の中での地方単独事業であるため、結果として助成対象年齢、所得制限・一部負担の有無、「現物給付」と「療養費払い」などに地域間格差が生じている状況である。

国は医療費助成を「現物給付」で実施する市町村の国民健康保険について国庫負担を減額するペナルティーを行っており、施策推進の大きな支障ともなっている。子どもの医療費助成を「現物給付」で実施している市町村では、財政運営上大きな支障となっており、「償還払い」の市町村では受診抑制にもつながっている。

厚生労働省は昨年12月15日に、「地方創生」交付金を医療費助成に充てる場合はペナルティーを科さないと明記した通知を出したが、ペナルティーそのものが廃止されたわけではない。

どこに住んでいても、全ての子どもが等しく育つことのできる環境づくりのために、国として子どもの医療費無料化を制度化するとともに、子どもの医療費助成を現物給付した市町村の国民健康保険国庫補助金の削減(ペナルティー)を廃止することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月29日

衆議院議長 大島理森様
参議院議長 山崎正昭様
内閣総理大臣 安倍晋三様
財務大臣 麻生太郎様
総務大臣 高市早苗様
厚生労働大臣 塩崎恭久様
内閣官房長官 菅義偉様

舞鶴市議会議長 桐野正明